

成績内規

第3章 後期課程における教科・科目の履修

(履修)

第9条 後期課程において、教科・科目の欠席時数が標準授業時数の3分の1以下である場合は、その教科・科目を履修したものとする。

- 2 後期課程において、教科・科目の欠席時数が標準授業時数の3分の1を超える場合は、やむを得ぬ理由と校長が認め、年度内に補習ができる目途がある場合に補習を実施し、履修したものとする。

第4章 後期課程における単位修得の認定

(単位修得の認定)

第10条 学年末における教科・科目の評定が「2」以上の場合、その教科・科目の単位の修得を認める。

- 2 学年末における未修得教科・科目を4つ以上有する者は、追認考查を受験できず原級留置とする。
- 3 学年末における未修得教科・科目が3つ以下である者が以下の(1)又は(2)を満たすとき、その教科・科目の単位の修得を認める。
 - (1) 学年末における教科・科目の評定が「1」の場合、その教科・科目の補習授業及び追認考查を行い、一定の成果を上げた場合。
 - (2) 未履修教科・科目がある者のうち、第9条2により履修を認められ、その後補習授業及び追認考查を行い、一定の成果を収めた場合。ただし、不足時数が若干で補習授業の実施によらず「2」以上の評定が得られる者については、追認考查を省略する。

第5章 各学年の課程の修了、原級留置

(各学年の課程の修了)

第11条 各学年の課程の修了が認められる者は次のとおりとする。

- (1) 前期課程においては、査定会の議を経て校長が認定した者
 - (2) 後期課程においては、本校所定の単位を修得し、査定会の議を経て校長が認定した者
- 2 各学年の課程を修了した者は、続く上位学年に進級する。

(後期課程における原級留置)

第12条 本校所定の単位を修得できない者は、原級留置とする。

- 2 原級留置者が当該学年を再履修する場合は、当該学年のすべての教科・科目を再履修するものとする。

第6章 卒業

(卒業)

第13条 本校所定の単位を修得し、査定会の議を経て校長が認定した者に卒業を認める。

附則

この内規は平成21年4月1日から実施する。

平成24年6月19日一部改正